

資 循 第 2573 号
令和 4 年 7 月 28 日

神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会構成員の皆様

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する
条例の施行について（通知）

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では近年のプラスチックごみによる海洋汚染問題への対応を契機として、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、別添のとおり条例を改正し、令和 4 年 7 月 29 日から施行することとしましたのでお知らせします。

改正条例の下、県ではさらにプラスチックごみ削減に向けた取組を推進してまいりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

（添付資料）

- ・ 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要
- ・ 改正条例本文
- ・ 新旧対照表

問合せ先

（「かながわプラごみゼロ宣言」に関すること）

調整グループ 元茂

電話 （045）210-4149（直通）

（改正条例に関すること）

適正処理グループ 内山

電話 （045）210-4154（直通）